奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正について

1　改正のポイント

（1）　自画撮り要求行為に対する規制　新設

①　改正理由

○　スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年がインターネットを介して児童ポルノや児童買春等の犯罪やトラブルに遭う事案があとを絶ちません。

特に、コミュニティサイト（ＳＮＳ）を通じ、騙されたり脅されたりして、自らの裸体等を撮影させられた上、メール等で送らされるいわゆる「自画撮り被害」が全国的に増加する中、本県においても被害が発生しています。

※ 児童ポルノ事犯における被害児童数の推移（奈良県）

平成28年	平成29年	平成30年
7人	10人	7人

（被害児童数には「自画撮り被害」児童数を含む）

○　青少年の自画撮り被害を未然に防止し、また、自画撮りの要求行為自体の抑止につなげていくために、自画撮り画像を含む児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止する規定を設けます。

②　改正内容

ア　何人も青少年に対し、当該青少年にかかる児童ポルノ等の提供を求めることを禁止する一般禁止規定を設けます。

イ　アに違反して、青少年に対し、当該青少年にかかる児童ポルノ等の提供を求めたものであって、次のいずれかに該当する者に罰則を科すこととします。

(ｱ)　青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める者

(ｲ)　青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める者

※「児童ポルノ等」とは、児童ポルノの写真、電磁的記録に係る記録媒体といった有体物のほか、例えば電子メール等に添付された無体物である画像データを含むものをいう。

③　罰則

罰金を科すこととします。

（2） 深夜外出の制限にかかる規制　規制対象行為の拡大・罰則の強化

①　改正理由

○　本県条例では、「保護者の委託を受け、又はその同意を得る等正当な理由がある場合のほかは、何人も、深夜（午後１１時から翌日午前４時までの時間帯）に青少年を同伴して外出してはならない。」と規定しています。

○　現状では以下の事例において、本規定違反として対応できない状況となっています。

事例１　青少年が成人から電話やメールで呼び出されるも、**行動を共にしていない。**
※　深夜、青少年を深夜はいかいで補導したが、当該青少年は、知り合った成人とＳＮＳを通じて会う約束をし、待ち合わせをしていた旨話した。
本状況においては、**成人が青少年を同伴して外出しておらず、深夜連れ回しの禁止規定では対処できなかった。**

事例２　青少年が成人宅に**自ら赴いたり、電話等で呼び出され、滞在している。**
※　青少年の行方不明届を家族から受理したが、当該青少年はＳＮＳで知り合ったった成人宅に居ることが判明した。成人及び青少年から話を聞いたところ、成人宅から２人で深夜、コンビニへ買い物に出ていることがわかり、その時点を捉えて、成人を深夜連れ回しの禁止規定で対処した。
成人と青少年が深夜、コンビニへ外出していなければ、深夜連れ回しの禁止（同伴して外出）規定では対処できなかった。

○　そこで当該事例にも対応するべく、**規制対象となる行為を拡大し、罰則も強化します。**

②　改正内容

ア　何人も深夜に青少年を「同伴して外出してはならない」とする規定を**「連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない」**に改めます。

イ　現行条例では、その罰則を「10万円以下の罰金又は科料」と定めていますが、アに違反した場合の罰則を引き上げます。

※上記の事例について
事例１は、**「連れ出し」規定で対処**できます。
事例２は、**「とどめ」規定で対処**できます。

２ 改正時期

令和元年９月県議会定例会　改正案提出（予定）

３ 施行時期

(1)　令和２年４月１日予定。ただし、「自画撮り要求行為の禁止」にかかる一般禁止規定は公布の日から施行。
(2)　その他所要の経過規定を置く。